

子どものための日本語学習支援基金の設置、管理及び運営に関する規程

(設 置)

第1条 公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下「機構」という。）は、青森県内に在住する外国につながる子どもの日本語学習環境整備の支援をもって、多文化共生の推進に寄与するため、子どものための日本語学習支援基金（I J C E 基金）（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 機構は、日本語国際文化交流クラブ（I J C E）等からの寄付金をもって基金を積み立てるものとする。

2 機構は、前項に定める寄付金以外の寄付を受けたとき、これを速やかに積み立てるものとする。

(管 理)

第3条 機構は、他の資金とは区分し、銀行への預金その他の安全、確実かつ有利な方法で基金を管理するものとする。

(事 業)

第4条 機構が基金を財源として行う事業は、機構が別に定める。

(事業運営)

第5条 機構は、前条に掲げる事業の適正な運営を図るため理事会にて、意見を聴くものとする。

(庶 務)

第6条 基金の庶務は、機構事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。